

厚生常任委員会

平成21年8月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	飯高 昭二
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	植村 俊彦
国保医療課参事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、小林委員

委員長

おはようございます。厚生常任委員会を開会し、ただちに本日の会議を開かせていただきます。まず町長の挨拶をお受けしたいと思います。
小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員には、辻委員、小林委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めにまず1. 継続審査案件であります（1）総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、保健福祉会館の運営に関することにつきましてご説明させていただきます。

5月までの利用状況は、前回の委員会で説明をさせていただいておりますので、今回の委員会は6月と7月の利用状況についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。平成21年度の6月と7月の利用状況をまとめたものでございます。6月の会議室1から4の利用は615人、大会議室は284人、視聴覚室は71人、子育てルームは862人、足湯は830人、歩行浴室は202人、介助浴室は5人、保健センターは2,156人で合計5,025人の来館者がありました。利用率は、会議室1～4は46.2%・大会議室34.6%・視聴覚室38.5%となっております。また、保健センターで来館者が多いのは子どもの健診と

成人のがん検診等に加えまして離乳食教室や骨密度測定等の保健事業を実施したことによるものでございます。

7月の会議室1から4の利用は533人、大会議室は359人、視聴覚室は55人、子育てルームは987人、足湯は615人、歩行浴室は209人、介助浴室は4人、保健センターは1,742人で合計4,504人の来館者がありました。利用率は、会議室1～4が、42.3%・大会議室42.3%、視聴覚室38.5%となっております。

4月から7月までの累計は、会議室1から4の利用は、2,330人、大会議室は1,291人、視聴覚室は331人、子育てルームは2,942人、足湯は3,121人、歩行浴室は768人、介助浴室は12人、保健センターは合計6,000人で全体の来館者は16,795人となっております。利用率の平均は、会議室1～4が46.2%、大会議室37.0%、視聴覚室42.6%となっております。

また、6月27日の第4土曜日の催しにつきましては、福祉課と健康対策課の企画で、機能回復訓練コーナーとオープンスペースで午前絵本のDVDと保育所の先生による手遊び歌や折り紙、午後には就園までの幼児を対象に「パパと遊ぼう」と題しまして浜松大学の準教授を講師として、遊びと運動を取り入れた子育て教室を実施し、好評を得ており、足湯やつどいの広場に来られた方を含め、来館者は495人でありました。また、7月25日の第4土曜日の催しにつきましては、午前は喫茶コーナーで音楽を取り入れ歌声喫茶を、午後は福祉協議会の企画で、展示コーナーのオープンスペースで絵てがみ教室を実施し、足湯やつどいの広場に来られた方を含め来館者は216人でありました。

また、生き生きプラザ斑鳩は去年の9月にオープンいたしまして、今年の9月で1周年を迎えることとなります。そこで、9月5日土曜日に、生き生きプラザ斑鳩開館1周年記念事業を予定しております。8月広報で周知をさせていただいたところではありますが、さらに、お手元の資料1-2のチラシを役場・公民館・生き生きプラザ等の窓口に置いて周知を図り、できるだけ多くの皆様にご参加いただきたいと思います。お手元の資料1-2のチラシでございますが、開館1周年記念事業

の内容につきましては、午前の催しは午前9時30分からオープニングセレモニーをエントランスホールで行い、ウォーキング講座、野菜を使ったヘルシー料理試食、赤ちゃんハイハイ・よちよちウォーキング、認知症予防についての講演会を実施いたします。午前・午後をとおして、点字と手話体験コーナー、生活習慣病予防・特定健診相談コーナー・パネル展示コーナーを設けております。

裏面をご覧ください。午後の催しを掲載させていただいております。おやつづくり体験教室、車いす体操・高齢者擬似体験、子育て支援講演会、おはなし広場、また65歳以上の町在住でまだ歩行浴室を利用したことのない人を対象といたしまして、歩行浴体験を行う予定をしております。この機会により多くの方に健康や福祉に関する事業にご理解をいただき、健康づくりや福祉へのきっかけづくりの良い機会としたいと考えており、今後も、保健・福祉の拠点として、より多くの方に生き生きプラザ斑鳩をご利用いただければと思っております。

以上で総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして説明を終わらせていただきます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 吉野委員

吉野委員 運営状況はよくわかりましたが、去年度の議会で、ちょうど開館から2ヶ月ぐらいで、私が経済のことで、維持管理費がどの程度になっているのかと質問させていただきました。この9月いっぱいでのひとつの区切りが、1年間の区切りがつくわけなんですけれども。9月議会までに間に合わなかったら、私質問いたしませんけれども。どのぐらいの維持管理費がかかったか、予想以上にかかったのか、かからなかったのか、そのへんもひとつ数字を出していただきたいと思っております、これは要望です。

委員長 1年と言いましても、年度がまたがっておりますので、前年度と今年度に入ってからということで、ちょっと切れたりしますので、出そうと

思ったら、そっち側での決算の状況の中で。また新年度のほうは途中になりますけれども、おおよその数字が出るようでしたら、次回の委員会でだいたいどれくらい出ているかということで報告を受けてよろしいですか。

吉野委員 はい、けっこうです。

委員長 では、担当のほう申し訳ないですけれども、決算は9月議会で行いますので、今年の3月までの分は上げていただきますけれども、4月以降の分でおよそどれくらいかかっているというのを、それはおおよそでも結構ですので、ちょっと拾える分拾って報告してもらえるようお願いしておきます。

他に何か質疑、ご意見などございましたら、お受けいたしますが。

(な し)

委員長 他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思いますが、先ほど課長からの報告にもありましたように、生き生きプラザ斑鳩も開館されて1年を迎えるという状況になっております。今後も、よりよい運営がされるように、当委員会としても注目をし、また意見も申し上げていかなければならないというふうには思っておりますけれども、このまま継続審査といたしましても、利用者数などの報告程度とか、ぐらいの報告を受けるという状況になりまして、継続審査案件というような状況には、案件としてはならないのかなというふうに考えたりします。これまでどおり利用状況などの報告などは、決算や予算の審議の際に報告ももちろんされますでしょうが、委員会としても、報告事項として報告していただくというようなことができますので、そういう形にさせていただくようにして、この際、総合保健福祉会館の運営に関することについてというのは、継続審査からはず

してはどうかというふうに思っています。

そして、また前回の委員会終了後に、他の市町村のポイ捨て禁止条例などの勉強会もさせていただきました。自治会連合会の役員さんからの要望もございました。そしてまた、ごみの減量化やその資源化について、今、正に生ごみのモデル地区なども決めてやっていこうと、新たにまたいろいろなことに踏み出していく。ごみをできるだけ少なくしていくという大きな課題を町は背負ってやっていくということでございますので、今後、これらのごみの減量化、省資源化、ポイ捨て、こういった環境に関する事などを重要課題とさせていただいて、当委員会での継続審査として取り組んでいってはどうかというふうに考えているんですけども。これは副委員長とも話し合った中での私の意見でもございますので、委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 賛成します。

委員長 よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そういたしましたら、継続審査案件、総合保健福祉会館の運営に関することについては、はずさせていただきます、閉会中の委員会を招集するには継続審査案件も必要でございますので、続いて、ごみのポイ捨てや環境問題、また、ごみの減量化や資源化、こういったものに町も取り組む中で、当委員会としても重要な課題として今後、継続審査として検討していきたい、というふうにさせていただきますので、委員みなさまにはご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、次回から閉会中の委員会ではそういう形に継続審査案件の形にさせていただきますのでよろしくお願いいたします

それでは、続きまして、2. 9月定例会の付議予定議案について、あ

らかじめ説明を受けることといたします。

まずはじめに、（１）斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参
事

それでは、斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。資料２でございます。

今年の６月２９日に、学童保育室保護者会から要望書の提出がございました。

何項目か提出された要望の中で、「長期休暇のみ学童室を利用する者、たとえば、夏休みでは、半日授業もある中、月の途中入室、途中退室でも全額の保育料を支払わなければなりません。春・夏・冬休みなど、長期休暇のみの利用者に対して、保育料の別途設定をお願いいたします」という要望が出されました。このことを踏まえて、長期休業日に関わる利用者に限り、半月単位での保育料の徴収に改める旨の、条例改正でございます。

３枚目の要旨をご覧ください。斑鳩町立学校の管理運営に関する規則第３条 第１項 第３号、第４号及び第５号に定める休業日に関わる期間、第３号は夏期休業日でございます、第４号は冬期休業日、第５号は春期休業日でございます。

この休業日に関わる期間のみの利用者で４月、７月、８月、９月、１２月、１月及び３月の途中入退室児の保育料を減免する内容の改正で、平成２１年１０月１日から施行するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。（保育料の減免）で、第６条 第１項 第３号の次に 次の１号を加え第４号といたします。

さきほど申し上げましたように、「斑鳩町立学校の管理運営に関する規則 第３条第１項第３号、第４号及び第５号に定める休業日に関わる期間のみの利用者で、４月、７月、８月、９月、１２月、１月及び３月に限り、当該月の１６日から末日までに入室した場合又は当該月の１日から１５日までに退室した場合は、保育料の５割に相当する額を減額する」旨の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

私少し確認したいことがあるんですけども、長期休暇などを対象にということなんですけれども、もうひとつ考えられるのは、月の途中などで転入されてきた方が、仕事をもうすでに見つけてるとか、仕事は変わらずに住所だけ、居住する場所だけ変わったという方であれば、すぐに学童保育の申込をされる場合もあると思いますが、こういったときにこの月以外の月で途中で、月のうちわずかなんですけどもね、利用したいということで申し込みのあった人は対象にしないのかどうか。そういう形で転入された方が1週間預けたい、10日預けたいとなったときの対応というのはどうなるのかについて確認させていただきたいと思います。

福祉課参事

現状の条例では月額4千円のなかで、今回、長期休業のみというなかで、私さきほど申しましたとおり、春休み、夏休み、冬休みだけの半月単位、15日で切っていくという形でございます。今委員長がおっしゃいましたように、それ以外の月は今までどおりの形の全額徴収という形でしていきたいと思います。

委員長

せっかく斑鳩へ転入してくれはった若い方々のためには、そういう配慮、長期休暇の配慮をされるのであれば、できたら、そういう途中入室の、転入とかの状況の中では、今後こういうこともちょっと考えていっていただけたらと思います。あわせて保育園の保育料についても同じことが言えると思うんですね。先日、ちょっと転入の手続きをして、保育園のほう聞きましたら、たとえ3日でも4日でも預けたいとなったら、月額満額支払わんなあかんということなんです。満額と言ったって、小さい子どもの場合でしたら、ちょっと所得のある人でしたら、もう4万なんぼ、5万なんぼ、6万なんぼって、こんな金額ですからね。

ちょっと預けるのに、その金額が大きすぎますので、こういう途中で転入していただく、特にそういう若い方々の子育て支援という意味では、若い方々がたくさん斑鳩に来ていただくについては、斑鳩町としてはもうちょっと受け入れるほうを柔軟な対応を考え方を考えていくべきではないかなと思いますので、ちょっと私はそのへん問題提起だけさせておいていただきたいと思います。

他に委員さんのほうで何かございますか。よろしいですか。

清水参事。

福祉課参事

今ちょっと問題提起という形でございますが、1点だけ付け加えさせていただきますと思います。斑鳩町の保育料は、斑鳩町の保育の実施に関する条例のなかで保育料の項目で月額単位で保育料を設定しております。今委員長がおっしゃった、月の途中で入園もしくは退園した児童に対しては条例にうたっておりません。日割りはしておりません。ただ奈良県下においては、三郷町だけはしております。そのなかで一つの例でございますが、三郷町は日割り計算をしております。そのなかで一つの例でございますが、例えば王寺町の児童が月の途中で斑鳩町に転入してきた場合、王寺町にてその月分の保育料を徴収しているため、斑鳩町では保育料を徴収はしておりません。その反対に月の途中で、斑鳩町から王寺町に転出して、向こうの保育園に入所した場合は、斑鳩町で徴収しておりますので、王寺町では徴収しておりません。

健康保険、社会保険では国民健康保険も同じような考えでございます。そのような考えでございますので、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

今、参事言わはんのはわかりますねん。県下で広域入所でやってたら、そういうことではやってると。せやけどね、例えば大阪なんかで私立の保育園預けてはった方は、私立の保育園で何日まで行ってはったら日割りで払ってきて、転入してこっちに来てると。向こうで日割り計算で払っているわけですけども、こっちに来て途中で入りたいと言うたら、

丸々月額をもらわなあかんというような状況になりますのでね。そういう一定の所得を持ってはったら余計ですけれども、小さいお子さんやったら余計ですけど、金額大きい割にそんなん3日や4日預けんのに、最高やったら6万円なんぼですからね。こんなんちょっと払ってられへんのとちがうかということもありますのでね。そういうことでは、今、参事が説明された広域入所の件では理屈はわかりましたけれども、いろんなケースがあると思いますので、そういったケースの中で、できるだけ斑鳩町にせっかく新たに入ってきていただいた方には、またね、斑鳩町ってすごい融通がきいて住みやすいとこやなって、子育てしやすいとこやなあって、やっぱり思ってもらえるように柔軟な対応をしていっていただきたいと、そういう思いがありましたんでね。まあ問題提起として、いろんなケースがあることも考えてね、今後やっぱりちょっとそのへんも。できるだけ私たちも若い人に入ってきてほしいですからね、検討していっていただきたいと思います。

(「継続審査以外は聞いとくだけでいいのと違うの。

本番でしょうや、9月議会の中でさ。」の声あり)

委員長

それはね、やっぱり委員さんらの意見がいろいろあって、取り入れることができることであれば、事前ですのでね。そういう意見も聞いた上で、より良いものになるんやったら、なったらいいなと思います。

続きまして、次に、付議予定議案の(2)斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、ご説明いたします。今回の改正は、国の緊急少子化対策を受けて、平成21年10月から1年半にわたりまして、出産育児一時金を4万円増額するものでございます。

資料3の斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の2枚

目、新旧対照表をご覧ください。付則に、新たに「平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置」を加えるものであり、出産育児一時金の額を35万円から39万円に上げるものでございます。この改正によりまして、産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合は、38万円から42万円になるということでございます。

なお増額となります4万円の財源につきましては、1/2が国庫補助、残り1/2の2/3は公費、一般会計から受けることとなっております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 特にないようですので、以上で、9月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

つづきまして、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則について、理事者の説明を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは、斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。3枚目の要旨をご覧くださいと思います。「斑鳩・斑鳩東学童保育室整備工事の実施に伴い、各学童保育室の定員を増員し、学童保育事業の充実を図るため規則の一部を改正し、平成21年9月1日から施行するものでございます。」

続きまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条の「児童の定員は、下記のとおりとする」。

町立斑鳩学童保育室の定員を50名から140名、町立斑鳩西学童保

育室30名を50名、町立斑鳩東学童保育室50名を110名とする旨の改正でございます。

定員の算定根拠でございますが、平成19年10月に放課後児童クラブガイドラインが国から示されました。その中で、放課後児童クラブの規模については、最大70人までにすること、そして、子どもが生活するスペースについては1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいという指針が出されております。

斑鳩学童保育室は、整備後の有効床面積は244㎡になります。それを1.65㎡で割りますと147人になりますので140人に。そして東学童保育室では187㎡になりますので、それを割りますと113人となり、110人に改めるものでございます。

そして、西学童保育室は今回整備はございませんが、もともとの面積が90㎡ございますので、30人から50人に改めるものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(2)学童保育室の整備状況について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 学童保育室の整備状況について報告させていただきます。資料5をご覧いただきたいと思います。斑鳩・斑鳩東学童保育室の整備工事を、6月30日に指名競争入札の執行いたしまして、東海リース株式会社と37,275,000円で契約をいたしました。工事期間は7月1日から8月31日までの2ヶ月間で、構造は、鉄骨造、平屋建て 金属葺でございます。建築面積は、斑鳩学童保育室164.54㎡、斑鳩東学童保育室127.84㎡でございます。

昨日現在での進捗率は約60%で、基礎工事、建て方、外壁、底ふみ終わり、今は、給排水・電気・空調工事に取り掛かっており、工程どおり順調に進捗しております。

1 ページ目をお開きください。斑鳩学童保育室の平面図でございます。面積は、先程申し上げましたとおり164.54㎡でございます。右のほうに給湯室、そして更衣室、便所、そして多目的便所、そして中の畳スペース8畳分がございますが、これは憩いのスペースということで、子ども達にテレビ等を観覧してもらおうと、そして下の方に廊下とスロープをつけております。

そして次のページでございますが、立面図でございます。東立面図、これは運動場側からの図面でございます。あと網掛けしている部分が防球ネットをはってあります。そして入り口が2つ。身障者用、車椅子も通れる出入り口がございます。そして右側が普通の入り口です。そしてあと、北、西、南の立面図でございます。

そして次のページでございますが、斑鳩東学童保育室の平面図でございます。面積は127.84㎡で、さきほどと同じように給湯室、更衣室、便所、多目的便所、そしてスロープと廊下というふうに建築しております。次のページが東学童の立面図でございます。

今後の予定でございますが、備品等の購入に取り掛かりまして、竣工ができ次第、検査を行い、9月中頃までには新しい保育室での保育を実施していきたいと考えております。以上、学童保育室の整備状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 特にないようですので、続きまして(3)子育て応援特別手当について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参
事

子育て応援特別手当について報告させていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることを鑑み、国の緊急経済危機対策として、また、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的といたしまして、臨時異例の措置であります子育て応援特別手当を、今年度に限り第1子まで拡大して支給いたします。支給対象となる子どもは、小学校就学前3年間の子どもの具体的には、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもであります。

子育て応援特別手当の受給者につきましては、平成21年10月1日の基準日におきまして、前回と同様、支給対象となる子どもの属する世帯の世帯主となり、手当額も同額で、子どもひとり当たり3万6千円の支給となります。

支給申請受付開始日は未定であります。支給申請期限は申請受付から6ヶ月となっており、財源につきましては事務取扱交付金を含め、全額国庫補助となっております。

支給対象となる子どもの人数は、平成20年度子育て応援特別手当にあっては、平成21年8月1日現在で359名でありましたが、平成21年度子育て応援特別手当については第1子まで支給が拡大されたことから平成21年7月15日現在で749名となっております。

次のページをご覧ください。子育て応援特別手当21年度のスケジュール案でございます。まず10月1日が平成21年度版子育て応援特別手当支給基準日になります。そして12月初旬に支給対象児童に申請書類を送付し、記載方法等を記載したチラシを郵送にて配布する予定でございます。そして12月中旬以降に申請受付を開始し、6ヶ月間が申請期限でございます。1月初旬に第1回目の口座振込を実施し、以降順次月2回の口座振込により支給を行います。2月以降は毎月2回の口座振込を予定しており、最終により6月初旬に最終受付を終わるというスケジュールで進んでいきたいと考えております。以上で、子育て応援特別手当についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、続きまして(4)高額療養費特別支給金について、理事者の報告を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療 それでは、(4)高額療養費特別支給金について、ご説明いたします。課長 お手元の資料7に「斑鳩町国民健康保険高額療養費特別支給金支給要綱(案)」を提示させていただいております。この要綱は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間の月の初日以外の日において、75歳に到達したことによる医療保険制度の移行があった人の属する世帯について、高額療養費特別支給金を支給するための要綱でございます。

要綱制定の背景とその内容をご説明いたします。75歳に到達し、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した月における高額療養費の自己負担限度額については、それぞれの制度で適用しますことから、当該月に負担が増大することとなったため、これを是正する法令の改正が平成21年1月に施行されました。この際に、平成20年4月から平成20年12月までの間についても同様の措置を採るということで、政府が方針が示されておりましたが、このたび厚生労働省のほうより、高額療養費の追加払いではなく、特別支給金で対応するということが決定いたしましたので、本町といたしまして要綱を作成し、該当者に対しまして支給を行うものであります。

制度の概要について、資料7の最後のページに簡単な図をつけておりますので、これをもって説明いたします。高額療養費特別支給金の仕組みということで、これは一例ではございますが、1ヶ月の医療費の限度額が44,400円の方が7月に75歳になられた場合であって、国民健

康保険から後期高齢者医療制度に移行されたことを想定したものであります。6月までは国民健康保険に加入しておりますから、限度額が44,400円を超えた分が高額療養費として戻ってくるわけなんですけれども、7月に75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療制度に移りますと、月の途中で制度が替わったにもかかわらず、それぞれの制度で限度額が44,400円が適用されることから、その月の負担が増加するというところでございます。で、これにつきまして、高額療養費のほうは1月に是正されたわけでございますけれども、去年の4月から12月にかけて、これと同様の形で特別支給金を支給しようというものでございました。矢印の右側でございますが、限度額をそれぞれ半額にすると、今回の場合でありますと、国民健康保険、後期高齢者医療制度、それぞれが22,200円にするということで、その22,200円を超えた分につきましては、それぞれの制度から高額療養費特別支給金が支払われるということでもあります。

この特別支給金の支給事務は21年度の単年度事業であり、財源につきましては全額国の特別調整交付金となっているところでございます。

要綱の主な内容であります。まず第2条、支給要件及び支給額であります。支給額は、当時の限度額で計算した高額療養費の額と、改正政令を適用したとした限度額で計算した場合の額に差額が生じた場合、その額を支給金とするというふうに明記をしております。さらに第2条の第1号、2号、3号につきましては、対象者の支給要件を明記しているところでございますが、第1号は、75歳になって、町の国保から後期高齢者医療制度に移行した人が対象でございます。第2号につきましては、社会保険の被保険者が75歳になって後期高齢者医療に移行したため、その社会保険から町の国保に加入した被扶養者という方が対象でございます。また第3号につきましては、国民健康保険組合の被保険者が75歳になって後期高齢者医療に移行したため、その組合から町の国保に加入した被扶養者が対象ということを書かせていただいた部分でございます。裏面でございますが第3条でございます。「この特別支給金は申請によって行う」という旨を記載させていただいております。次に第

4条でございますが、支給受付申請期限ですが、特に第2項ですが、第2項で申請期限を平成22年1月29日と定めております。これは、国の特別調整交付金の申請期限が1月末日頃にあるため、この日をもって金額を確定するため定めさせていただいたものでございます。

最後に第7条でございますが、申請期限の間に申請がなかった場合は支給は行わないという旨、また申請書に不備、例えば振込先となります口座の情報が誤りがあった場合、平成22年2月26日までに修正がなければ支給できないということを書かせていただいている部分でございます。この2月26日までにという規定につきましても、この事業が3月までに支給を終えなければならないということがありますので、支給に関します事務の期間を考慮して2月26日までと定めさせていただいたところでございます。

なお、該当する被保険者につきましては、特別支給金を申請していただくよう、町から個別に連絡したいと考えております。また広報紙などにも掲載をいたしまして、できるだけ早く受給していただけるよう努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

委員長

ただいま報告が終わりました。何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長

最後に課長の方から個別に連絡をすと言っていたいただきましたので、安心いたしました。お年寄りのことですので、制度が変わって混乱して何が何やらわからんまま払ってはったりとかいう場合が多いと思えますし、広報なんかに調べてもなんか訳わかれへんと思えます。また個別に行われた後も、多分、何が何やら訳わからんまま送られてきてるようには感じはる場合もあると思えますが、対応の方親切にきちっとやっていただいて、当然いただけるものですので、二重にお払いになってて当然

返ってくるものという考え方でその方々にお返しできるように事務の方、努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

他によろしいですか。

(な し)

委員長 そういたしましたら、ないようですので、続きまして（５）女性特有のがん検診について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 女性特有のがん検診について、ご説明させていただきます。

課長 資料８、女性特有のがん検診をごらんください。女性特有のがん検診推進事業は、未来への投資に繋がる子育て支援といたしまして、平成２１年度において、国の経済危機対策として補正予算措置されたところでございます。がん検診の中でも受診率の低い子宮がん・乳がんの受診率アップを図り、住民の検診受診のきっかけづくりとし、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を配布し健康手帳を交付することによりまして、検診受診率の向上を図ることを目的に、平成２１年度に検診にかかります費用を補助率１０分の１０といたしまして補正予算措置されたところでございます。

この検診は、子宮がん検診の対象者につきましては、資料中ほどに示させていただいておりますように、前年度に２０歳から４０歳になった方の内５歳刻みの節目検診とし、乳がん検診対象者については、同じく前年度に４０歳から６０歳になった方の内５歳刻みの節目検診として、全員に検診無料クーポン券・検診手帳を送付し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を目的としております。

なお、節目でない方につきましては、従来どおり保健センターの事業として受診していただくこととしております。

斑鳩町の子宮がん検診の対象者は約９００人、乳がん検診の対象者は約１，０００人ではありますが、節目の年齢の方全員にこのクーポン券と検診手帳を配布しなければならないこととなっていることから、検診期

間を9月から2月の6ヶ月間有効の無料クーポン券の発送を予定をしており、受診率の向上につとめていきたいと考えております。

裏面をご覧ください。クーポン券と検診手帳の見本をコピーしております。国におきましては女性特有のがん検診推進事業として、国の予算の範囲内においてこの検診に要した経費に対して10分の10補助がありますことから、後ほど説明させていただきますが、増額補正をお願いしておりますのでご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか、特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(6)新型インフルエンザへの対応について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 新型インフルエンザへの対応についてでございますが、4月27日に世界保健機構がフェーズ4を宣言してから、約3ヶ月半が過ぎました。町といたしましても、4月30日に対策本部を立ち上げ、今日までに対策本部会議を7回、各種団体からなる連絡会議を1回開催いたしまして、チラシによる周知、公共施設への消毒液の設置、マスク等の備蓄品の確保等新型インフルエンザ対策について協議し対策を講じてきたところでございます。

日本国内においても新型インフルエンザが感染が拡大するなか、6月16日に、初めて奈良県内においても、新型インフルエンザの感染者が発生し、7月25日までで91例が報告されました。その内2例が生駒郡内の発生という報道がありましたが、県は、対策本部会議を開催せず、学校、幼稚園、保育所、高齢者通所施設などの休業等の措置については、当面要請しないこととし、公立施設の休業要請、イベント・行事等の自

粛についても、要請する段階ではないということでありました。なお、プライバシー保護のため、県での発表は町名の公表はありませんでした。

また、6月25日付けで厚生労働省から県に「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」通知があり、「今般発生した新型インフルエンザについては、多くの感染者は軽症であり、季節性インフルエンザの症状と区別して把握することは難しい。こうした状況を踏まえ、一定程度の感染の発生は避けられないことを前提としつつ、学校、施設等の集団における複数の新型インフルエンザ患者の発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模かつ一斉の大流行となることを回避・緩和するため、今後季節性インフルエンザを含めたインフルエンザサーベイランスを念頭において行う。」としており、県はこれを受けて、インフルエンザ症状のある方は、一般診療で受診することとし、個人単位での全数把握は中止するとともに、保健所は、学校、福祉施設、職場などの同一集団で、7日以内に2名以上のインフルエンザ症状の患者の発生連絡を受け、集団的な発生が疑われる場合において患者発生動向調査を実施することとしております。

天理高校野球部や近畿まほろば総体での新型インフルエンザ感染の報道発表はありましたが、こうした国の対応を受けて、これまで、県は、新型インフルエンザの疑いのある患者全員に遺伝子検査を実施し、患者確認について報道発表してはりましたが、7月27日から行わないこととなりました。

しかしながら、8月15日、厚生労働省と沖縄県は、新型インフルエンザに感染した患者が国内で初めて死亡したと発表しました。亡くなった方は、心臓や腎臓に持病があった沖縄県の57歳の男性で、渡航歴がないということでありました。また、本日の新聞報道等では、昨日神戸の77歳の男性の方が新型インフルエンザに感染し死亡したと発表がありました。糖尿病による腎不全で人工透析をうけておられたということでありました。いずれにしましても、厚生労働省は、「ウイルスが強毒化したわけではない」とし、慢性疾患の人や妊婦、乳幼児は重症化の危険性が高いとして注意を呼びかけております。

町といたしましても、町のホームページやポスターなどで、手洗い・うがい・人ごみを避ける等、個人個人で出来る予防対策について啓発を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、県は新型インフルエンザ蔓延期の行動計画を策定することとしていることから、町といたしましても県のこの行動計画が策定されれば、有事の際には、迅速、的確な対応ができるよう、早急にこの計画に沿って行動計画を策定してまいりたいと考えており、今後も県と連携を密にいたしまして、新型インフルエンザ対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、備蓄品として、マスク、手袋、ゴーグル、防護服等を確保しておりますが、秋以降の第2波に備えまして、消毒液、マスクの備蓄の他、チラシの各戸配布等に要する経費といたしまして、増額補正をお願いしておりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で、新型インフルエンザへの対応についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 今、報告がありましたとおり、ちょっと一安心というような風潮がある中で、お医者さん方大変心配しているお医者さんと、逆に大丈夫だというお医者さんと、聞けばいろいろな反応がありますが。実は先日郡山城ホールへ行きまして、子どもの合唱祭っていうのがありまして、6、7県の代表の子どもさんが集まって合唱するんですけども、それが中止を決定したということを知りました。こういうような催しを開くかあるいはやめるかという判断は大変難しいだろうと思いますが、斑鳩町でも、ひとつ慎重にそういう際には決めていただきまして、斑鳩町から患者さんがでないように、死亡者がでないように、ひとつよろしくお願ひします。それと私どもの自治会では老人も結構多いものですから、自治会単位でのこの間マスクの購入をいたしました。結構たくさん希望者があり

まして、今のうちにだったら安いということもございまして、たくさん購入いたしました。そういうことも自治会単位で買ったかどうかという、広報ですか、結構いいんじゃないかなと思うんですけども、その辺を一つよろしくをお願いします。

委員長 その2点は、答弁できますか。 小城町長。

町 長 吉野委員がご心配されるように郡山城ホールでそういう中止とか、それはあくまでも催しされるところが慎重に対応すると。ただやっぱり一番問題は、奈良県の場合はですね、なかなか近畿では奈良県内、そして高校総体を行う前ぐらいから非常にたくさんでて、今沖縄に次いで奈良県が第2位だという報道がされて、これもいろいろお医者さんも37.5度ぐらいから医者へ来て、あくる日になったら36度とかありますけども、いろいろ言われる中では、インフルエンザA型、確かに大変なことでございますから、我々としても最初の段階は5月30日のクリーンキャンペーンも吉野議員もおっしゃったように中止するのかもしれないのかと、これはしませんということをやったわけですけども。今の状況等考えますと高校総体も奈良県でやりましたため、この時もインフルエンザが出て、高校が辞退しているところもございますし、そういう関係の中で今、県あるいはそういうところから指導等がないわけですから、できるだけ斑鳩町としてもそういう関係等については今中止する考えはございませんし、十分見守って。一番問題は今やっぱり死亡者がでてきた、沖縄あるいは神戸でてだわけですけども、非常に関心が高くなってます。今後これから秋にかけてどういう状況になっていくのか非常に心配でございます。この点についていち早く察知しながら我々としては行動していきたいと考えております。

委員長 あと自治会単位でのそういうことっていいますと、なかなか難しい問題かなとは思いますが、自治会連合会の役員さんなんかとお話する機会があれば、こういうことやっている自治会さんありますよ、みたいな

話はできるんかっていうふうにはちょっと思ったりはするんですけども。吉野委員がおっしゃるようなことを大々的に広報に載せるというようなことは難しいのかなっていうふうには今お話聞いてて感じましたが、その点についてはいかがでしょうか。

町長　これはもう各自治会が自主的に自分の地域をそういうふうな形で守っていただくということで、やっぱり自主的に自治会としてやっていただく、連合会の問題やないと思いますし、やっぱり各自治会ではそういう、インフルエンザの関係ではマスクもやっておられますし、また防犯の関係では防犯ですね、取り組んでおられる自治会もございますから、やはりそういうことについては、自主的に自治会が自らが自分の地域を守っていくんだということをお願いしたいと思っております。

委員長　他になにかございませんか。

(な し)

委員長　この件につきましては、やはり体力のない方などが通常の季節性のインフルエンザ同様ですね、やはり体力のない方や、他に疾患抱えているという方なんかについては、やっぱり重症化するというような状況が全国的にも見られますので、そういったところ特に気をつけて今後町としても対応、県の状況も見ながらやっていっていただきたいなというふうに思います。以前にも申し上げておりましたが、インフルエンザの予防接種の問題などについても、十分に今後の動向を見ながらその予防接種の事業も、高齢者への事業もしておりますのでね、このへんについても考えて、よく対応のほう検討していただきたいということをお願いしておきます。

では他にないようですので、続きまして（7）平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、理事者の報告を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長

それでは、平成21年度一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして、報告させていただきます。資料9、平成21年度一般会計補正予算（第4号）歳入歳出総括表（案）によりまして一括して説明させていただきます。

まず、歳入補正予算のほうでございます。第14款、国庫支出金の民生費国庫負担金といたしまして、自立支援給付費負担金で915万5千円の増額、これにつきましては、平成21年4月より障害福祉サービスの報酬改定でサービス単価が上がったことなどによりまして、対象費用の2分の1の国庫負担金につきまして増額補正するものでございます。

次に、民生費国庫補助金といたしまして、子育て応援特別手当交付金で2,880万円、及び子育て応援特別手当事務取扱交付金で203万円の増額、これにつきましては、先ほどありましたが、臨時的措置であります子育て応援特別手当を平成21年度に限り、第1子まで拡大して支給することに伴いまして、子育て応援特別手当及び事務経費に対する交付金でございます。

次に、衛生費国庫補助金といたしまして、疾病予防対策事業費等補助金で627万円の増額、これにつきましても先ほどありましたが、女性特有のがん検診につきまして、一定の年齢に達した女性に対して乳がん、子宮がん検診を無料で実施することによる費用についての国から補助でございます。

次に、第15款県支出金の民生費県負担金といたしまして、自立支援給付費負担金で457万7千円の増額、これにつきましては、国庫負担金の方と同じでございます。県負担金につきましては対象費用の4分の1を増額補正するものでございます。

次に、2段下でございます。第17款寄附金で、福祉費への寄附金といたしまして105万円の増額でございます。

それでは1枚めくっていただきまして歳出補正予算のほうの説明をさせていただきます。

第3款 民生費 社会福祉総務費といたしまして、国民健康保険事業

への支援で338万7千円の増額、これも説明ございましたが、国民健康保険事業特別会計の出産育児一時金の引上げ及び支給増を見込む増額補正で一般会計からの繰出しを増額するものでございます。

次にその下でございます。福祉基金への積立で100万円の増額。なお、歳入のほうで105万との差額5万円につきましては、寄付者の意思によりまして児童福祉の充実に充当を予定しております。

次に老人憩の家運営費といたしまして、老人憩の家地上デジタル放送への対応で149万9千円の増額、これにつきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業にかかるもので、東及び西老人憩の家のテレビの入れ替え等に要します費用でございます。

次に医療対策費といたしまして、福祉医療制度の運営で294万3千円の増額、これにつきましては平成20年度の福祉医療費助成制度にかかる県の補助金に超過交付がございましたので、精算して返還するものでございます。

次に障害福祉費として、障害福祉内部事務で87万円の増額。これにつきましては、平成20年度の障害者医療費国庫負担金の精算による超過受入れの返還でございます。次にその下でございます。障害者介護給付・訓練等給付費の支給で1,831万1千円の増額。これにつきましては、歳入の民生費国庫負担金及び県負担金と同様に、サービスの報酬改定による増額補正でございます。次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費の80万9千円、その下の保育園費の206万5千円、及び学童保育運営費の84万3千円につきましては、老人憩の家運営費で説明いたしました地上デジタル放送への対応でございます。

次にその下で、子育て応援特別手当支給事業費といたしまして3,083万円の増額、これにつきましても先ほど説明ございましたが、歳入の民生費国庫補助金で説明いたしました子育て応援特別手当と事務経費でございます。

続きまして、第4款 衛生費 感染症予防費といたしまして、新型インフルエンザへの対応で101万5千円の増額、これにつきましても説明ございましたが、新型インフルエンザの秋以降の第2波に備えた消毒

液やマスク等の購入、感染拡大を抑制するためのチラシの各戸配付などに伴う経費でございます。

続きまして健康増進事業費といたしまして、乳がん検診の実施で327万1千円、及び子宮がん検診の実施で299万9千円の増額。これにつきましても歳入で説明いたしました無料検診に係ります無料クーポン券や検診手帳等の印刷、また受診率が上がるが見込まれることによる検診の委託料等でございます。

次に塵芥処理費といたしまして、ごみ収集車の更新で2,100万円の増額。これにつきましては、国の経済対策により使用年月が13年以上の老朽化したごみ収集車3台を更新するものでございます。その下の衛生処理場地上デジタル放送への対応では14万円の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度 斑鳩町一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、ただ今の説明で何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 すいません。私ちょっと1点聞きたいんですけれども、地上デジタル化の関係なんですけれども。だいたいところどころで見てたら11万円という数字で割と上がっているところなんかもあるんですけどもね。ただうちの所管のね、老人憩の家、西、東ありますけど、結構金額大きいです、149万9千円。ふれあい交流センターなんか80万9千円いったら1ヶ所で結構かかるんだなと思うんですが、テレビの大きさなんかにもよるんだらうとは思いますが、ちょっとこの辺のお金のかかり具合の内訳ですね、台数がどうあるとか、アンテナ工事が必要なのか必要でないのかとか、そんな影響あるのかなとも思うんですが、おおよその内訳数字教えてもらえたらと思います。 佐藤福祉課長。

福祉課長

まず、ふれあい交流センターのほうから説明させていただきます。まずテレビのほうなんですけども、大広間のほうは42型を予定いたしておりまして25万5千円、それから小広間のほうですが32型で2台で35万円、それ以外に先ほど委員長もおっしゃいましたアンテナとかケーブル等の工事関係、いろいろ含めて約16万5千円ほどかかってきます、それで合計で80万9千円ほどでございます。

次に老人憩の家のほうでございますが、これにつきましては37型のテレビを予定しておりまして、各施設3台ずつ設置を予定しておりまして、合計で西、東入れまして102万円、これ消費税入っておりませんので申し訳ございません、掛ける消費税含めた分、そしてそれ以外にですね、いきいきの里のほうと同じですけども、工事関係、アンテナ設置、ブースターとか必要ということになっておりますので、そういう費用があるということでございます。以上でございます。

委員長

今聞くとアンテナとかケーブルの関係の工事費もいるし、これ一般家庭に地上デジタルを普及させるのに、一般家庭もほんまに大変やなって説明聞いてつくづく思いました。今後斑鳩町でもどうなっていくんだろうかと思いますが、公共施設はもちろん国のこういう対策でね、経済対策でこうやってやっていただけるんですけども。11年になったら、もうテレビ見られへん、こんなにお年寄りの楽しみのテレビが見られへん、また不用になったテレビがどうなっていくんか、町としても今後も大きな問題としてとらえながら、そういった普及に関しても関心を持って行政としても対応していただけたらな、というふうにお願いしておきたいと思います。

他に、何かこの補正予算の関係などでお尋ねになっておきたいことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（８）平成２１年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、理事者の報告を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成２１年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、説明いたします。

今回の補正の主な内容は例年と同様、前期高齢者交付金や、後期高齢者支援金等の確定にかかります補正、出産育児一時金の増額にかかります補正、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受入れ、また高額療養費特別支給金の支給に関する補正などがございます。

それでは具体的に説明を申し上げたいと思います。資料１０をご覧ください。まず下の段の歳出の方からご説明をさせていただきます。

まず第２款 保険給付費 出産育児一時金であります。５６０万８千円を増額をお願いするものでございます。条例改正に伴います出産育児一時金の額の引上げに加えまして、出生数の増加が見込まれることによりまして、出産育児一時金を５６０万円増額をお願いするものであります。またこれまで現金給付でありました出産育児一時金が、平成２０年１０月から１年半ではありますけれども、通常の医療の療養給付と同様に、分娩機関からの請求に基づいて支払う方法に変更となりますことから、支払委託機関であります国民健康保険団体連合会に対し手数料を支払う必要が生じまして、その手数料として８千円の追加をお願いするものでございます。

第３款 後期高齢者支援金等でございます。平成２１年度の後期高齢者支援金の額が確定いたしましたので、７６万７千円を減額するものでございます。

第５款の老人保健拠出金でございます。合わせて１，６９１万７千円の減額をお願いするものです。平成２１年度の老人保健拠出金の額が確定したことに伴うもので、医療費分として１，６３０万２千円、事務費として６１万５千円の減額をお願いするものです。

第6款 介護納付金であります。平成21年度の介護納付金の額が確定しましたことによるもので、2,769万3千円の減額をお願いするものです。

第10款の諸支出金でございます。合計で121万4千円増額をお願いするものですが、まず退職被保険者等償還金でございますが、これは平成20年度で超過交付となりました療養給付費等交付金を精算して返還するもので、76万4千円の増額をお願いするものです。また、高額療養費特別支給金でございますが、これについては45万円の追加をお願いするものでございます。

第11款の予備費でございますが、前回の補正予算で予備費を充用したことから、当初予算額に戻したいと考え、55万9千円の増額をお願いするものでございます。

最後に第12款 前年度繰上充用金でございますが、この額、今年度の執行額が確定いたしましたことによりまして、329万5千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして上の段の歳入についてご説明申し上げます。第2款の国庫支出金であります。合わせまして2,314万円の減額をお願いするものです。内訳はまず療養給付費負担金でございますが、後期高齢者支援分現年分につきましては、計算上の数値に変更がありましたことから21万3千円の増額。介護納付金分現年分につきましては、介護納付金の確定に伴いますもので、941万5千円の減額。医療給付費分過年度分につきましては、平成20年度の精算によります追加交付を受けることとしまして488万円の増額をお願いするものです。

次に老人保健医療費拠出金負担金、これにつきましては老人保健拠出金の確定に伴いまして554万3千円の減額をお願いするものです。

次に財政調整交付金です。医療給付費分普通財政調整交付金は、老人保健拠出金の確定と計算上の数値の変更によりますもので、1,180万9千円の減額。後期高齢者支援分普通財政調整交付金につきましては、計算上の数値の変更ございまして5万6千円の増額。介護納付金分普通財政調整交付金につきましては、介護納付金の確定に伴いまして249

万2千円の減額をお願いするものです。

高額療養費特別支給金分ということで、歳出または状況の説明をさせていただきますように、この分については全額国の補助金ということで、この財政調整交付金で45万円の増額をお願いするものです。

また出産育児一時金の補助金といたしまして、52万円を追加しております。この補助金は、条例で申し上げました4万円引上げになる分の2分の1に相当する額、これを国庫から受け入れる分でございます。

第4款 前期高齢者交付金でございますが、平成20年度の概算交付額が決定いたしまして、1億3,214万2千円の増額をお願いするものでございます。

第5款 県支出金は合わせまして、1,107万9千円の減額をお願いするものです。内訳は、財政調整交付金でありまして、理由につきましては、それぞれ国庫の財政調整交付金と同様でございます。それぞれ医療、後期、介護それぞれ918万4千円の減額、4万4千円の増額、193万9千円の減額をお願いするものです。

第8款 繰入金であります。一般会計の繰入金ですが、出産育児一時金の増額に伴います繰入れの増額でありまして、338万7千円をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入であります。まず、下の段の介護従事者処遇改善特例交付金であります。209万4千円の追加をお願いするものでございます。この交付金につきましては、平成21年度の介護報酬改定が3%の引上げがありました。その介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴います介護保険料、国保で言いますと医保税の介護分にあたりますが、その上昇の抑制することを目的とした国費の投入でございます。国民健康保健団体連合会で基金を設けまして、そこから市町村の国保に再分配されるというものでございます。

その上の、歳入欠かん補填収入についてでございます。歳出でご説明しました前年度繰上充用金の補正額と同額の329万5千円と、今回の補正におきまして歳入が歳出を上回ることとなりまして、その差額が、1億4,140万円ございますので、合計として、1億4,469万5千

円を、ここで減額をさせていただきたいと考えていところでございます。

予算現額から歳入歳出それぞれ4,129万1千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ33億9,030万1千円とするものであります。

以上で平成21年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 特にないようですので、ここで若干休憩をとりたいと思います。10時40分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 それでは再開をさせていただきます。休憩前に引き続きまして各課報告事項の(9)平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明させていただきます。

資料11、平成21年度 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入、歳出総括表（案）によりまして、説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,397万8千円を増額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億6,544万9千円とするものでございます。

まず初めに、歳入予算の補正の方を説明させていただきます。

第9款繰越金におきまして、平成20年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入及び歳出につきまして、歳入金額のほうが多かったため、その差額につきまして平成21年度に繰り越すことになり、繰越金2,397万8千円の増額補正をお願いするものでございます

次に歳出予算の補正の下のほうでございます。第3款 基金積立金といたしまして、平成20年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積み立てるため、1,454万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に一番下のほうですが、第5款 諸支出金では、平成20年度分の被保険者保険料の払戻しといたしまして、第1号被保険者保険料還付金が確定したことから139万5千円の増額補正をお願いするものでございます。また、国庫支出金および県支出金等において、平成20年度の給付実績以上の介護給付費等を国、県から受け入れており、翌年度精算といたしまして平成21年度にこの超過交付額を返還することから、償還金といたしまして803万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 続きまして、(10)平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、報告を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成21年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、平成20年度会計の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、これを平成21年度に繰り越し、広域連合に支出するための補正でございます。

それでは具体的にご説明いたします。資料12をご覧くださいと思います。まず歳入でございます。第5款の前年度繰越金であります。104万6千円の増額でございます。出納期間中に収入しました保険料を繰り越すものでございます。

次に歳出でございます。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金でございます。繰越ししました保険料を広域連合に支出するものでありまして、歳入と同額の104万6千円の増額をお願いするものでございます。予算現額に歳入歳出それぞれ104万6千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億6,649万1千円とするものでございます。

以上で簡単ではございますが、平成21年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 特にはないようですので、このレジメに記載しております各課報告事項（10）までは終わりましたが、他に、理事者側から報告しておくことがあれば、報告をしていただきたいと思います。佐藤福祉課長。

福祉課長 お手元のほうにお配りさせていただいております、例年開催させていただいております、敬老会の開催日程につきまして、ご報告させていただきたいと思います。チラシの方を見ていただきまして、平成21年度におきましては9月12日(土)、いかるがホール大ホールにおきまして、午前9時30分から受付を開始し、10時より式典、10時40分から

12時までを演芸という日程でございます。演芸につきましては、前年度好評でした「劇団 侍」でございます。以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 今回は、その他の報告ひとつずつ委員さんのほうで何かご意見なりご質疑があればお受けしていくことにいたしますので、ただいまの件、何か委員さんの方でお尋ねになりたいことございますか。 吉野委員。

吉野委員 この会、大変楽しみにしております、私もそうだけど、自治会内でもお年寄りさんは大変楽しみにしております。実はこれ私対象者になっているんですけども。こないだ通知いただきまして、議員の席を、来賓席というのを前のほうへ置いていただいて、大変ありがたいんですけども、もしかしたら後のほうとか、ばらばらとか、勝手にいいんじゃないかと思ったりするんですよ。なんか恥ずかしいというかそんな気持ちありまして、そのへんどうですかね、議員紹介とかあつたりすると、それはそれでありがたいんですけども。敬老会の席でどうやろなと思ったりしたりするんですけどもね。

町 長 町としても最初は段上までみなさん上がっていただく、それはもうできたら遠慮したいということから、下の席を設けました。吉野委員もおっしゃるように議員さんのほうでそういうことであれば、そういう形をとらせていただいたらいいと思いますし、そういうところを議長とまとめていただいて、そういう形をしはるんだったら私どももそういうふうにしていきたいと思えます。

委員長 打合せの段階で、副委員長からもちょっと出てたんですけどもね。これ最初の式典をやって、そして舞台上も片付けたりするとかいうことであれば、来賓席とりあえずそこにあっても、もう取っ払ってみな好きに座ってくださいと、フリーで座ってくださいということにして、議員は後ろに座り直すというようなそんな時間的な余裕があるのかどうか。一

応ね、やっぱり前で陣取ってるっていうのが議員のほうも、式典の時はね、ともかくとしても、それ終わってからもその席で、またしかもその席を式典終わったら帰らばる議員もいてますのでね、空いてる席もたくさん前あるわけですよ。そういうことから言えばもう式典が終わったら幕降ろして、準備する時間にも来賓席を取っ払うというような考え方もええのかなと思ったりもするんですが。どうでしょうかね、そういうやり方でやり方でやったらややこしいですか、お年寄り動かしはんの。でも議員としてはそういうふうにしてもおたほう。そのスペース空いてあんのにそのまま置いとくというのになにやらちょっとこそばいようなね。

ちょっと休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時54分 再開)

委員長

再開いたします。ただいま出ておりました敬老会の来賓席の件につきましては、当委員会所管にかかわる行事ではあるものの、全議員にも了解をとるべき案件かなというふうに思いますので、議長とも相談をし、初日の全協で各議員さんの了解を得てから、方向を決定していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

他に、敬老会につきまして何かご意見はございませんでしょうか。

(な し)

委員長

1点なんですけどもね。前は案内のハガキ出してもらってましてんけど、このところハガキの方出さないという形でご理解いただくようにはしてるものの、どうでしょう。だいぶん浸透してきましたですかね、前はねハガキ持って来てはったけども、ここんとこ、どうかなと思って、ハガキいかへんかったらどんなんかなと思ったりしてたんですが。

佐藤福祉課長。

福祉課長 18年度までハガキを送らせていただいて、19年度からは送らない形になったわけですが、19年度参加していただいている人数から見ますと、19年度が251名、昨年の20年度が450名と増えております。こちらといたしましても各施設とか掲示板にポスター貼ったりしておりますが、それに加えて小地域福祉会のほうにも回らしていただいて、そういうお年寄りについては行っていただくようにお知らせもさせていただいているのが功を奏しているのかということで、皆さんこの件につきましては周知していただいているのではないかと考えております。以上でございます。

委員長 出し物にもよるのかなと、ちょっと今19年度の数字と20年度の数字と見て思ったりもしましたけども。今年もまたどれぐらい参加してくれるのか、やっぱりお年寄りが外へ出ていただくということも大事なことです。今年も参加人数またご報告していただきたいなと思えますので、よろしくをお願いします。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして他に何か報告しておくことがございましたらお受けします。 植村国保医療課長。

国保医療課長 国保医療課からご報告がございます。このたび、奈良県後期高齢者医療広域連合長が交代されましたことについて、ご報告いたします。

広域連合長でありました藤原前奈良市長につきましては、奈良市長の任期満了でございます平成21年7月30日に広域連合長としての任期も満了となったところです。これに伴いまして、8月17日に広域連合長選挙の選挙会が開催されまして、新たな広域連合長に、大和郡山市の上田清市長が決定いたしました。昨日ですが、8月18日より就任され

ているところでございます。広域連合長の交代についての報告でございました。

委員長 ということで、昨年から始まりました新しい制度でございます、後期高齢者医療のほうの広域連合の連合長の交替ということの報告でしたが、何かこれについてご意見、質疑などございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、続いて報告のほうはございますか。
栗本環境対策課長。

環境対策
課長 続きまして、環境対策課からも1件ご報告をさせていただきます。
衛生処理場の職員がごみ収集車を運転中、個人のお家の塀に接触し、破損させる事故がございましたので、この件につきまして、ご報告申し上げます。去る6月24日水曜日、午前8時30分頃、環境対策課 衛生処理場の清掃員 平嶋滋巳が缶類・ビン類を収集するため、3 t ダンプ車を運転中、神南3丁目12番28号 大道一様宅前の資源物集積所で収集した後、Uターンをしようとしてバックをした際、大道様宅の塀に収集車の右後部を接触させ、損害を与えました。

塀の一部に損害を与えたのでありますが、破損箇所を補修するだけでは、塀の色に違いが生じることから、施工方法等の協議に時間を有し、現在も示談に向けましての話し合いをさせていただいているところでございます。示談が成立いたしました際には、損害賠償の額の決定を行い、また、予算の補正も行っていく必要がございますが、時期によりましては、専決処分に対応させていただきまして、後に議会にご承認をいただかなければならないことも考えられますので、あらかじめご理解をいただきたく、今回、ご報告を申し上げるものでございます。

なお、今回の事故は職員の不注意が原因であり、これまでも何度か西和警察署の交通課にお願いいたしまして、交通安全講習会を開催してき

たところでございますが、今回は法隆寺自動車教習所に講師派遣をお願いいたしまして、運転技術の向上といったことに重点をおいた運転技術研修を去る8月7日に実施し、運転技術の向上に努めたところでございます。今後も定期的に運転技術研修を実施するなど、一層注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま、ごみ収集車の事故についての報告が担当から行われました。今後の示談の進み具合でまた専決処分であったり、議案となるのか、なってくると思いますので、事前に委員皆様方にただ今報告をしていただいたということになりますが、これつきまして何かお尋ねになりたいことございましたらお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 だいたいごみ収集車の接触事故って多いんですけど、今の場合バックである場合の車接触、実際には運転者と同乗者してるはずなんで、そういう誘導っていうのが、基本的なところが実際欠けてたんか、それとも、バックの誘導とかそういうことはされてなかったんか、そのへんはどうなんですか。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 今回につきましてはバックモニターで確認をしておっただけで、同乗者については後のほうで誘導していたわけではございません。

委員長 他に何かお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

こういうこともありますのでね、原則としていろいろな資源ごみの収集などを行う時にね、以前に何度かトラックで収集している場合1人で乗ってはるっていうのを見たことあるんですね。1人で乗車して収集に行くっていうことは原則としてやっぱり行わないということがあれかなと思うんですが、現場のほうは今の状況としては、そういうことはきち

っとしていただいているのでしょうか。どんなもんですか。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長 以前収集が重なって人数が不足した場合、班長が1人で行っていたということがございます。他の住民さんからも指摘を受けて、以後については絶対2人以上で複数で収集に行くように徹底をしています。ただ中央公民館など公共施設にペットボトル、あるいは食品トレーを収集以外で回る時については人数によっては1人で行っている場合がありますけれども、普段家庭ごみにつきましては複数で現在はいっております。

委員長 きちっと原則を守ってやっていってください。何かあった時のためにも、そしてまた今西谷委員のご指摘のあったバックの誘導とか、いろいろな意味でやっぱり複数できちっと行っていただいて、できるだけ事故のないように。これ物損ですけれどもね、物に対してですけどね。本当に万が一、人身事故など起こったら大変ですのでね、また今後も気をつけていただきたいと思います。

他にこの件についてございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 続きまして、何かその他報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 理事者からの報告は以上で終らせていただきます。

それでは続きまして、4番目として委員みなさんより、その他について、なにか質疑、ご意見などの案件がございましたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員

昨日でしたか、子ども議会で傍聴させていただきまして、その時に子どもさんが給食の食器が非常に重いということで、何か軽いものにしてもらえないかと、こういう子ども議員さんの質問がありまして。私も大人の考えでは瀬戸物、あるいはしっかりとした食器で食事をしてもらうことは、子どものためだろうと思って、昔のプラスチックから変えたりしたんでしょうけども。実際子どもさんの正直な考えからしたら、重すぎるということ、かさばるとかそういうことがあるんじゃないかな。大人の思い込みでそうして、これが良からうと思ってやっているんですけども、ちゃんと意見を聞けばそういうこともあるんじゃないかと思えます。各地区、各県によっては、例えば、瀬戸物じゃなくて磁器ですね、硬い瀬戸物、軽いもの、給食をしているところもあります。それから秋田なんかへいきますと「まげわっぱ」といって、木を薄く削った食器みたいなもの、弁当箱みたいなもので、ちゃんと漆を塗装して使っているところとかあります。おそらく奈良県って意外と保守的で、全部右へならへという方向でいくんですけども、斑鳩町結構進歩的ですから、斑鳩町は何やっても似合うっていうか、おそらく斑鳩町っていう名前がすごいものですから何やっても似合うだろうと思うんですよ。給食の食器の改革なんかも、ひとつの課題ではないかと思うんですけども。

委員長

申し訳ございません。給食の関係につきましては学校の問題ですので、所管としてはあれなんですけど、所管以外の問題になってくるんですけど、ただ、この学校給食の食器を変えたというのは、環境ホルモンの関係で、ポリカーボネートから磁器食器に変えたという経過をたどっています。環境ホルモンというところから考えましたら、我々ももちろん所管としても考えなければならない問題というふうには思っておりますが、学校給食と捉えたら当委員会の所管ではございませんが、ただこの間の経過でそのところについては町長も非常に思い入れをし、議会からも環境ホルモンについては色々問題提起をしてきた中で、これが行われてきたという結果もございますので。今町長、手を挙げかけていただいたので、ちょっと町長のほうからご答弁、環境ホルモンの関係を言ってい

ただいたら。 小城町長。

町 長

昨日も教育長から答弁がございましたように、そういう中で、斑鳩町はそういう環境ホルモンの食器を使うというのはいかがなものかという中で、委員会とも相談申し上げてそういう形で茶碗を変えさえていただいたと。質問者のおっしゃっているのは恐らく茶碗が割れるとか、重たい部分もそれはあると思いますけども、割れて不足していく分の補充がどうかっていうことに入っていきべきところが重たいということになってきたと思いますけども、やっぱりそういうことも踏まえて、今後教育委員会とも相談させていただいて、茶碗はそのまま現状で使わせていただいて、不足をどうするのか、そういうことについてまたご相談申し上げて進めていきたいと思います。

委員長

議会としても環境ホルモンの関係に重点を置いて、ああいう形で進めてきたという経過もございますので、また吉野委員のほうのお考えもございましたら、また担当の委員さんなり、また担当課なりへ行っていたきまして、また色々お話しをしていただくこともいいかなと思いますので。所管内の何かその他のご意見、質疑などございましたら他の委員の皆さんからも、お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

その他について、他はございませんでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。皆さんご苦勞様でございました。

(午前11時10分 閉会)